

審査要領等の前回公表時からの変更点

平成27年10月1日
農林水産省知的財産課

「特定農林水産物等審査要領」、「地理的表示保護制度申請者ガイドライン」、「地理的表示保護制度表示ガイドライン」、「地理的表示法について」及び「地理的表示登録の申請方法について」について、前回公表時（平成27年7月17日）からの主な変更点をお知らせします。

① 課名及び電話番号の変更

課名の「知的財産課」への変更（旧課名：新事業創出課）及び電話番号の変更に合わせて、各資料の該当部分の記載を変更しました。なお、最新の電話番号は以下のとおりとなりますので、御確認ください。

- ・ 代表：03-3502-8111（変更なし）
- ・ 内線：4284（旧番号：4286）

② 地方農政局等の担当部署名、電話番号等の変更

地方農政局等の担当部署名、電話番号等の変更に合わせて、各資料の該当部分の記載を変更しました。各部署の最新の部署名や電話番号等については、以下の該当箇所の記載内容を御確認ください。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・第2章・第2・2
- ・ 地理的表示保護制度表示ガイドライン・4
- ・ 地理的表示法について・13
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・5-3

③ 申請から登録までのフロー図の変更

申請から登録までのフロー図を、より具体的なものに変更しました（なお、資料「地理的表示法について・7（地理的表示の審査手続）のフロー図は、従前どおり簡略版のままです。）。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・第1章・第1
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・1-3

④ 「地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト」の追加

申請する際に提出書類に漏れがないかを確認するためのチェックリストとして、新たに「地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト」を作成しましたので、ぜひ御活用ください。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドラインの別添として上記リストを追加（18頁）

- ・ 同ガイドライン別冊様式集25として上記リストを追加

⑤ 商標権者等の承諾を証明する書類についての注記

この承諾は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録がされることについての承諾である必要があり、通常使用権等の利用権の設定に関する承諾では足りない旨の注記を加筆しました。

(申請時に提出していただきたい書類自体に変更はありません。)

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・第1章・第2・1・(2)・ケ

⑥ 生産者団体が生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として「提出」すべきものについての補足説明

生産者団体が生産行程管理業務実績報告書と共に提出すべき「生産行程管理業務の対応実績が分かる資料」としては、各生産業者が生産者団体に提出した資料ではなく、当該資料を使用して団体自身が作成した資料を提出していただきたい旨の補足説明を加筆しました。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・第2章・第2・(2)
- ・ 同ガイドライン・別紙3・第2・11
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・4-8-1

⑦ 生産者団体が生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として「保存」すべきものについての補足説明

生産者団体が生産行程管理業務実績報告書と共に保存すべき「生産行程管理業務の対応実績が分かる資料」としては、団体自身が作成し提出した資料（上記⑥を参照）に加えて、当該資料を作成するために使用した資料（各生産業者が生産者団体に提出した資料）を保存していただきたい旨の補足説明を加筆しました。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・第2章・第2・3
- ・ 同ガイドライン・別紙3・第2・12
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・4-9

⑧ 明細書の「農林水産物等の生産地」欄の記載についての補足説明

共同申請で、各生産者団体が生産行程管理業務を行う地域が異なる場合には、明細書の「農林水産物等の生産地」欄には、当該団体が生産行程管理業務を行う地域を記載し、その際には、各明細書の同欄に記載された地域によって、申請書の同欄に記載した「生産地」が網羅される必要がある旨の補足説明を加筆しました。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・別紙2・第2・6
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・3-2「明細書（生産地）」の新設

⑨ 生産行程管理業務規程と併せて提出すべき資料についての補足説明

生産業者や生産者団体が作成し、明細書適合性の確認や地理的表示等の使用の確認に際して使用することとなる資料は、生産行程管理業務規程と併せて提出していただきたい旨の補足説明を加筆しました。

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・別紙3・第2・7
- ・ 同ガイドライン別紙3・第2・9
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・4-4-1, 4-6-1

⑩ 生産行程管理業務規程の記載例における「生産地の確認・指導」の明記

明細書適合性・指導及び地理的表示等の使用の確認・指導の内容として、明細書の「農林水産物等の生産地」欄の記載内容に従った生産がされているかどうかを確認・指導する必要があることから、記載例にその旨を明記しました。

（ 生産行程管理業務規程に記載していただきたい内容に変更はありません。 ）

【該当箇所】

- ・ 地理的表示保護制度申請者ガイドライン・別紙3・【記載例3から6まで】
- ・ 地理的表示登録の申請方法について・【記載例4-4から4-7まで】

※ このほか、全体にわたって、単純な誤記を訂正するとともに、各本文及び各様式について、上記の変更を踏まえた変更等を行っております。

（ 申請を御検討の方におかれましては、最新の様式を御確認・御使用の上、申請いただきますようお願いいたします。 ）

（以上）